

令和 5 年

上尾市議会 3 月定例会議案

概 要

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 1 2 号	上尾市犯罪被害者等支援条例の制定について……………	1
議案第 1 3 号	上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例の制定について……………	2
議案第 1 4 号	上尾市学校給食運営委員会条例の制定について……………	3
議案第 1 5 号	上尾市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議案第 1 6 号	上尾市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議案第 1 7 号	上尾市かわまちづくり協議会条例の制定について……………	6
議案第 1 8 号	上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議案第 1 9 号	上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例及び上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議案第 2 0 号	上尾市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議案第 2 1 号	上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について……………	1 0
議案第 2 2 号	上尾市つくし学園条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 1
議案第 2 3 号	上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 2
議案第 2 4 号	上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3
議案第 2 5 号	上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 4
議案第 2 6 号	専決処分の承認を求めることについて……………	1 5
議案第 2 7 号	市道路線の認定について……………	1 6

議案第 28 号	市道路線の廃止について……………	23
議案第 29 号	市道路線の認定について……………	25
議案第 30 号	市道路線の廃止について……………	27

議案第12号

上尾市犯罪被害者等支援条例の制定について

(市民生活部交通防犯課)

1 提案理由	犯罪被害者等の支援に関し、基本理念及び施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進するもの
2 内容	<p>1 目的</p> <p>犯罪被害者等の支援に関し、基本理念及び施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の回復及び軽減を図り、もって誰もが安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>2 基本理念</p> <p>犯罪被害者等の支援は、次に掲げる基本理念の下に、推進されなければならない。</p> <p>(1) 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、適切に途切れることなく行うこと。</p> <p>(2) 犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう行うとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行うこと。</p> <p>3 基本的な施策</p> <p>(1) 犯罪被害者等に対する相談、情報の提供等</p> <p>(2) 見舞金の支給による経済的負担の軽減</p> <p>(3) 犯罪被害者等の支援を担う人材の育成</p> <p>(4) 民間支援団体の活動の促進を図るための必要な支援</p> <p>(5) 市民等及び事業者の理解の増進</p>
3 施行期日	令和5年4月1日

<p>議案第 1 3 号</p> <p>上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(学校教育部指導課)</p>	
1 提案理由	<p>部活動の地域移行の推進に関し必要な事項を調査審議するため、附属機関として上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会を設置するもの</p>
2 内容	<p>1 所掌事務</p> <p>協議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 学校における部活動の現状及び課題に関すること。</p> <p>(2) 部活動の地域移行の推進に係る体制の整備に関すること。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、部活動の地域移行の推進に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。</p> <p>2 組織</p> <p>協議会は、委員 1 0 人以内をもって組織する。</p> <p>3 任期</p> <p>委員の任期は、2 年とする。</p> <p>4 報酬</p> <p>(1) 委員長 日額 7, 0 0 0 円</p> <p>(2) 委員 日額 6, 0 0 0 円</p>
3 施行期日	<p>令和 5 年 4 月 1 日</p>

議案第14号

上尾市学校給食運営委員会条例の制定について

(学校教育部学校保健課・中学校給食共同調理場)

1 提案理由	上尾市立小学校及び中学校における学校給食を適正に運営するため、附属機関として上尾市学校給食運営委員会を設置するもの
2 内容	<p>1 所掌事務</p> <p>委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 学校給食の実施に関する計画の策定及び変更に関すること。</p> <p>(2) 学校給食費に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食の運営に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。</p> <p>2 組織</p> <p>委員会は、委員20人以内をもって組織する。</p> <p>3 任期</p> <p>委員の任期は、2年とする。</p> <p>4 報酬</p> <p>(1) 委員長 日額 7,000円</p> <p>(2) 委員 日額 6,000円</p>
3 施行期日	令和5年4月1日

<p>議案第15号</p> <p>上尾市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(子ども未来部子ども支援課)</p>	
1 提案理由	<p>子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの</p>
2 内容	<p>引用する条項が変更になったことによる規定の整理を行う。</p> <p>条例第1条の改正部分</p> <p>【改正前】 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u></p> <p>条例第2条第1項の改正部分</p> <p>【改正前】 第2条 子ども・子育て会議は、法<u>第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】 第2条 子ども・子育て会議は、法<u>第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理する。</p>
3 施行期日	令和5年4月1日

議案第16号

上尾市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定について

(環境経済部環境政策課)

1 提案理由	上尾市ゼロカーボンシティの実現に向けた脱炭素化に関する施策について集中的に調査審議するため、上尾市環境審議会に臨時委員及び部会を設けるもの
2 内容	<p>1 臨時委員</p> <p>(1) 構成</p> <p>臨時委員は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>ア 関係行政機関の職員</p> <p>イ 識見を有する者</p> <p>ウ その他市長が必要と認める者</p> <p>(2) 任期</p> <p>臨時委員の任期は、調査審議に必要な期間とする。</p> <p>2 部会</p> <p>(1) 組織</p> <p>部会は、上尾市環境審議会会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。</p> <p>(2) 部会長及び副部会長</p> <p>部会に、部会長及び副部会長1人を置き、当該部会を組織する委員及び臨時委員の互選により定める。</p>
3 施行期日	令和5年4月1日

<p>議案第 17 号</p> <p>上尾市かわまちづくり協議会条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(都市整備部建設管理課)</p>	
1 提案理由	<p>地域の資源である荒川河川敷の利活用等について協議するため、附属機関として上尾市かわまちづくり協議会を設置するもの</p>
2 内容	<p>1 所掌事務</p> <p>協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 荒川河川敷の堤防整備及び利活用に関すること。</p> <p>(2) かわまちづくりに関する計画の策定及び変更に関すること。</p> <p>(3) かわまちづくりの推進に関すること。</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、かわまちづくりに関し市長が必要と認める事項に関すること。</p> <p>2 組織</p> <p>協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。</p> <p>3 任期</p> <p>委員の任期は、2 年とする。</p> <p>4 報酬</p> <p>(1) 会長 日額 7, 000 円</p> <p>(2) 委員 日額 6, 000 円</p>
3 施行期日	令和 5 年 4 月 1 日

議案第18号

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(都市整備部建築安全課)

1 提案理由	建築基準法の一部改正に伴い、建築物の容積率の特例の認定等の申請に係る手数料を定めるもの
2 内容	建築基準法の一部改正に伴い、新たに行うこととなった次に掲げる認定又は許可の申請に係る手数料を定める。 (1) 建築物の容積率の特例の認定の申請 (2) 再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等に係る第一種低層住居専用地域内における建築物の高さの特例の許可の申請 (3) 再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等に係る高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例の許可の申請
3 施行期日	令和5年4月1日

<p>議案第19号</p> <p>上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例及び上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (都市整備部建築安全課)</p>	
1 提案理由	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等に係る手数料を見直すもの</p>
2 内容	<p>1 上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例</p> <p>申請者が、一戸建ての住宅又は共同住宅等の住宅部分に係るエネルギー消費性能について誘導仕様基準で評価する方法を選択した場合に、当該建築物のエネルギー消費性能が誘導仕様基準に適合している旨の認定を求める申請に係る手数料を定める。</p> <p>※ 誘導仕様基準…国土交通大臣が定める住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準</p> <p>2 上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例</p> <p>(1) 1の内容と同じ。</p> <p>(2) 手数料の区分を住戸数による区分から床面積による区分に見直す。</p>
3 施行期日	<p>公布の日</p>

議案第20号

上尾市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

(子ども未来部保育課)

<p>1 提案理由</p>	<p>子ども・子育て支援複合施設内に上尾市立大谷西保育所を開所するとともに、上尾市立西上尾第一保育所を閉所するほか、私立保育所の紅花保育園の閉園を受け、同園を市立保育所として時限的に運営するもの</p>												
<p>2 内容</p>	<p>1 大谷西保育所の開所及び西上尾第一保育所の閉所</p> <p>子ども・子育て支援複合施設内に上尾市立大谷西保育所を開所するとともに、上尾市立西上尾第一保育所を閉所する。</p> <p>【改正前】</p> <table border="1" data-bbox="432 943 1374 1128"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上尾市立西上尾第一保育所</td> <td>上尾市大字小敷谷8 45番地1</td> <td>80人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】</p> <table border="1" data-bbox="432 1270 1374 1456"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上尾市立大谷西保育所</td> <td>上尾市老丁目東22 番地1</td> <td>90人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 紅花保育園の時限的運営</p> <p>私立保育所の紅花保育園は令和5年3月31日をもって閉園するが、保護者の意向を受け、令和5年4月1日から同園を市立保育所として時限的に運営する。</p>	名称	位置	利用定員	上尾市立西上尾第一保育所	上尾市大字小敷谷8 45番地1	80人	名称	位置	利用定員	上尾市立大谷西保育所	上尾市老丁目東22 番地1	90人
名称	位置	利用定員											
上尾市立西上尾第一保育所	上尾市大字小敷谷8 45番地1	80人											
名称	位置	利用定員											
上尾市立大谷西保育所	上尾市老丁目東22 番地1	90人											
<p>3 施行期日</p>	<p>令和5年4月1日</p>												

<p>議案第 2 1 号</p> <p>上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(子ども未来部保育課)</p>	
<p>1 提案理由</p>	<p>内閣府令及び厚生労働省令の改正に伴い、本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を当該内閣府令及び厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めるもの</p>
<p>2 内容</p>	<p>1 懲戒権に関する規定の削除</p> <p>次に掲げる条例の規定中、懲戒権に関する規定を削除する。</p> <p>(1) 上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>(2) 上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>2 児童の安全の確保に関する規定の追加</p> <p>児童の安全を確保するため、家庭的保育事業者、放課後児童健全育成事業者等に対し、安全計画の策定、送迎バスの運行時における利用者の所在確認のための点呼等を義務付ける。</p>
<p>3 施行期日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 は、公布の日 ・ 2 は、令和 5 年 4 月 1 日

議案第 22 号

上尾市つくし学園条例の一部を改正する条例の制定について

(子ども未来部発達支援相談センター)

1 提案理由

子ども・子育て支援複合施設内に上尾市つくし学園を移転し、通園定員を増員するほか、児童福祉法の一部改正に伴う所要の改正を行うもの

2 内容

1 上尾市つくし学園の移転等

子ども・子育て支援複合施設内への上尾市つくし学園の移転及び通園定員の増員のほか、通園定員数を補完する役割を担ってきた上尾市つくし学園分室を閉園する。

【改正前】

名称	所在地	通園定員
つくし学園	上尾市藤波一丁目209番地1	40人
つくし学園分室	上尾市本町四丁目13番1号	10人



【改正後】

名称	所在地	通園定員
つくし学園	上尾市壺丁目東22番地1	70人

2 その他

児童福祉法の一部改正による児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化及び引用条項の変更に伴い規定の整理を行う。

3 施行期日

- ・ 1 は、令和 5 年 4 月 1 日
- ・ 2 は、令和 6 年 4 月 1 日

<p>議案第 2 3 号</p> <p>上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園条例の一部を改正する条例の制定について (健康福祉部障害福祉課)</p>	
1 提案理由	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの</p>
2 内容	<p>引用する法律において所管大臣が変更になったことによる規定の整理を行う。</p> <p>条例第 1 5 条第 3 項第 1 号の改正部分</p> <p>【改正前】 同条第 3 項第 1 号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】 同条第 3 項第 1 号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準</p> <p>条例第 1 5 条第 6 項の改正部分</p> <p>【改正前】 利用者負担金として、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準に基づき規則に定める額</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】 利用者負担金として、<u>主務大臣</u>が定める基準に基づき規則に定める額</p>
3 施行期日	令和 5 年 4 月 1 日

議案第24号

上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(市民生活部保険年金課)

1 提案理由 健康保険法施行令の一部改正を踏まえ、本市における出産育児一時金の支給額を引き上げるもの

2 内容

1 出産育児一時金の支給額の引上げ

	現行	改正後
支給額	<u>40万8千円</u>	<u>48万8千円</u>
加算額	1万2千円	1万2千円
支給総額	<u>42万円</u>	<u>50万円</u>

※ 加算額…上尾市国民健康保険に関する規則第26条の規定に基づき、一定の要件を満たす出産であると市長が認めるときに加算する額

2 第2子以降の出産に関する特例の廃止

出産育児一時金の支給総額が50万円になることに伴い、第2子以降を出産したときに50万円を支給する特例を廃止する。

3 施行期日 令和5年4月1日

議案第 25 号

上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定
 について
 (環境経済部西貝塚環境センター)

<p>1 提案理由</p>	<p>上尾市西貝塚環境センターの老朽化に伴う運営経費の増加、粗大ごみの戸別収集に係る申込みの増加等の現状を踏まえ、廃棄物の処理手数料等の額及びその徴収方法を見直すもの</p>													
<p>2 内容</p>	<p>1 処理手数料等の額の見直し</p> <table border="1" data-bbox="435 647 1461 1341"> <thead> <tr> <th data-bbox="435 647 683 712"></th> <th data-bbox="683 647 1070 712">現行</th> <th data-bbox="1070 647 1461 712">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 712 683 992"> 自己搬入する一般家庭から生じた多量ごみ又は粗大ごみ </td> <td data-bbox="683 712 1070 992"> 10 kgにつき <u>80 円</u> ※ 10 kg 未満のごみの場合は、<u>無料</u> </td> <td data-bbox="1070 712 1461 992"> 10 kgにつき <u>100 円</u> ※ 10 kg 未満のごみの場合は、<u>100 円</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 992 683 1272"> 戸別収集する一般家庭から生じた粗大ごみ </td> <td data-bbox="683 992 1070 1272"> <u>10 kg につき 230 円</u> </td> <td data-bbox="1070 992 1461 1272"> <u>1 辺の大きさに応じ 1 点につき</u> 1 m 以内 <u>250 円</u> 1 m 超 2 m 以内 <u>500 円</u> 2 m 超 <u>750 円</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1272 683 1341"> 事業系廃棄物 </td> <td data-bbox="683 1272 1070 1341"> 10 kg につき <u>230 円</u> </td> <td data-bbox="1070 1272 1461 1341"> 10 kg につき <u>250 円</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 徴収方法の見直し</p> <p>現金の直接納付により画一的に徴収していた廃棄物の処理手数料等について、規則の定めるところにより、その徴収方法を個別具体的に定めることができるようにする。</p>			現行	改正後	自己搬入する一般家庭から生じた多量ごみ又は粗大ごみ	10 kgにつき <u>80 円</u> ※ 10 kg 未満のごみの場合は、 <u>無料</u>	10 kgにつき <u>100 円</u> ※ 10 kg 未満のごみの場合は、 <u>100 円</u>	戸別収集する一般家庭から生じた粗大ごみ	<u>10 kg につき 230 円</u>	<u>1 辺の大きさに応じ 1 点につき</u> 1 m 以内 <u>250 円</u> 1 m 超 2 m 以内 <u>500 円</u> 2 m 超 <u>750 円</u>	事業系廃棄物	10 kg につき <u>230 円</u>	10 kg につき <u>250 円</u>
	現行	改正後												
自己搬入する一般家庭から生じた多量ごみ又は粗大ごみ	10 kgにつき <u>80 円</u> ※ 10 kg 未満のごみの場合は、 <u>無料</u>	10 kgにつき <u>100 円</u> ※ 10 kg 未満のごみの場合は、 <u>100 円</u>												
戸別収集する一般家庭から生じた粗大ごみ	<u>10 kg につき 230 円</u>	<u>1 辺の大きさに応じ 1 点につき</u> 1 m 以内 <u>250 円</u> 1 m 超 2 m 以内 <u>500 円</u> 2 m 超 <u>750 円</u>												
事業系廃棄物	10 kg につき <u>230 円</u>	10 kg につき <u>250 円</u>												
<p>3 施行期日</p>	<p>令和 5 年 6 月 1 日</p>													

議案第26号

専決処分の承認を求めることについて

(行政経営部財政課)

1 提案理由	航空運賃の高騰により一般競争入札が成立しなかった中学生海外派遣研修業務委託契約を再度の入札に付するため、当該契約に係る債務負担行為をすることができる限度額を増額して計上した令和4年度上尾市一般会計補正予算(第13号)を緊急に編成する必要が生じ、令和5年2月1日専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、その承認を求めるもの
2 内容	<p>1 補正予算の概要</p> <p>(1) 債務負担行為をすることができる事項 中学生海外派遣研修業務</p> <p>(2) 債務負担行為をすることができる期間 令和4年度から令和5年度まで</p> <p>(3) 債務負担行為をすることができる限度額 【補正前】 13,968千円 【補正後】 18,390千円</p> <p>2 専決処分をした理由</p> <p>航空運賃の高騰により、令和5年1月27日に付した中学生海外派遣研修業務委託契約に係る一般競争入札が成立しなかった。</p> <p>同業務を予定どおりに実施するためには、令和5年2月中に再度の入札に付する必要があるため、当該契約に係る債務負担行為をすることができる限度額を増額して計上した令和4年度上尾市一般会計補正予算(第13号)を緊急に編成し、同月1日に専決処分した。</p>

議案第27号

市道路線の認定について

(都市整備部建設管理課)

1 提案理由

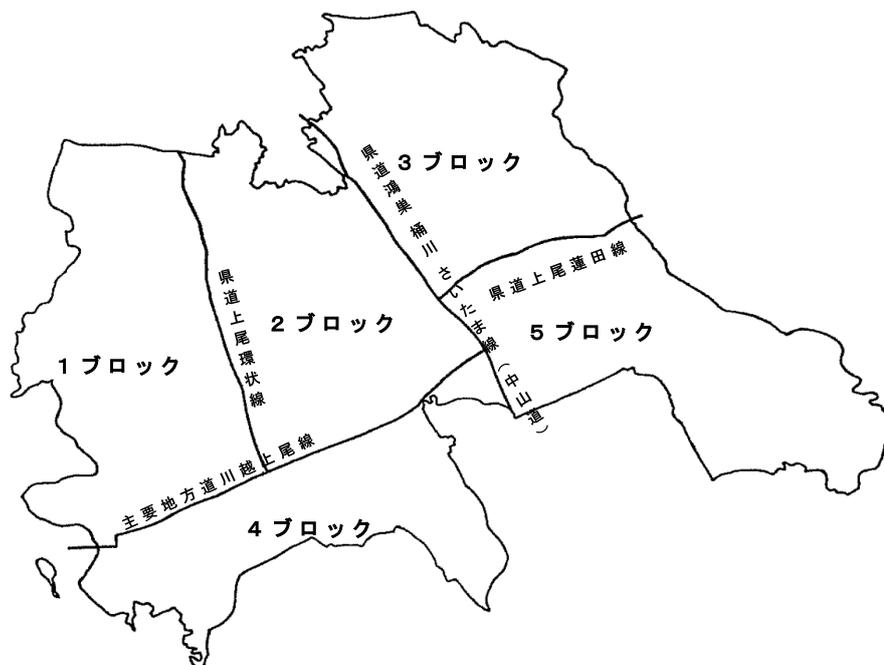
都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、提案するもの

2 内容

都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定する。

区分	路線名	路線数	延長 (m)
3ブロック	31201号線 ～31204号線	4	233.99
5ブロック	51150号線 ～51152号線	3	236.35
計		7	470.34

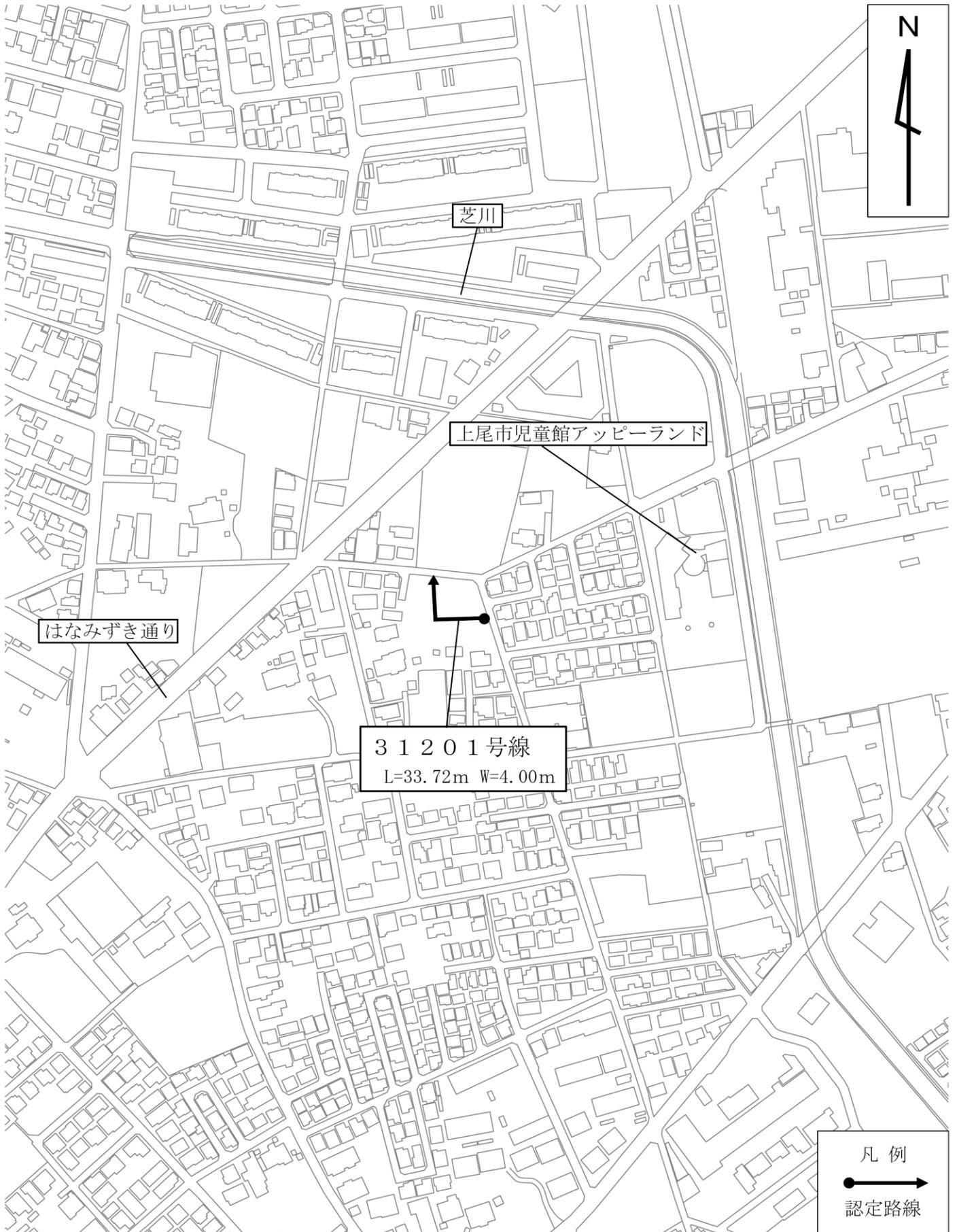
市道路線ブロック区分図



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

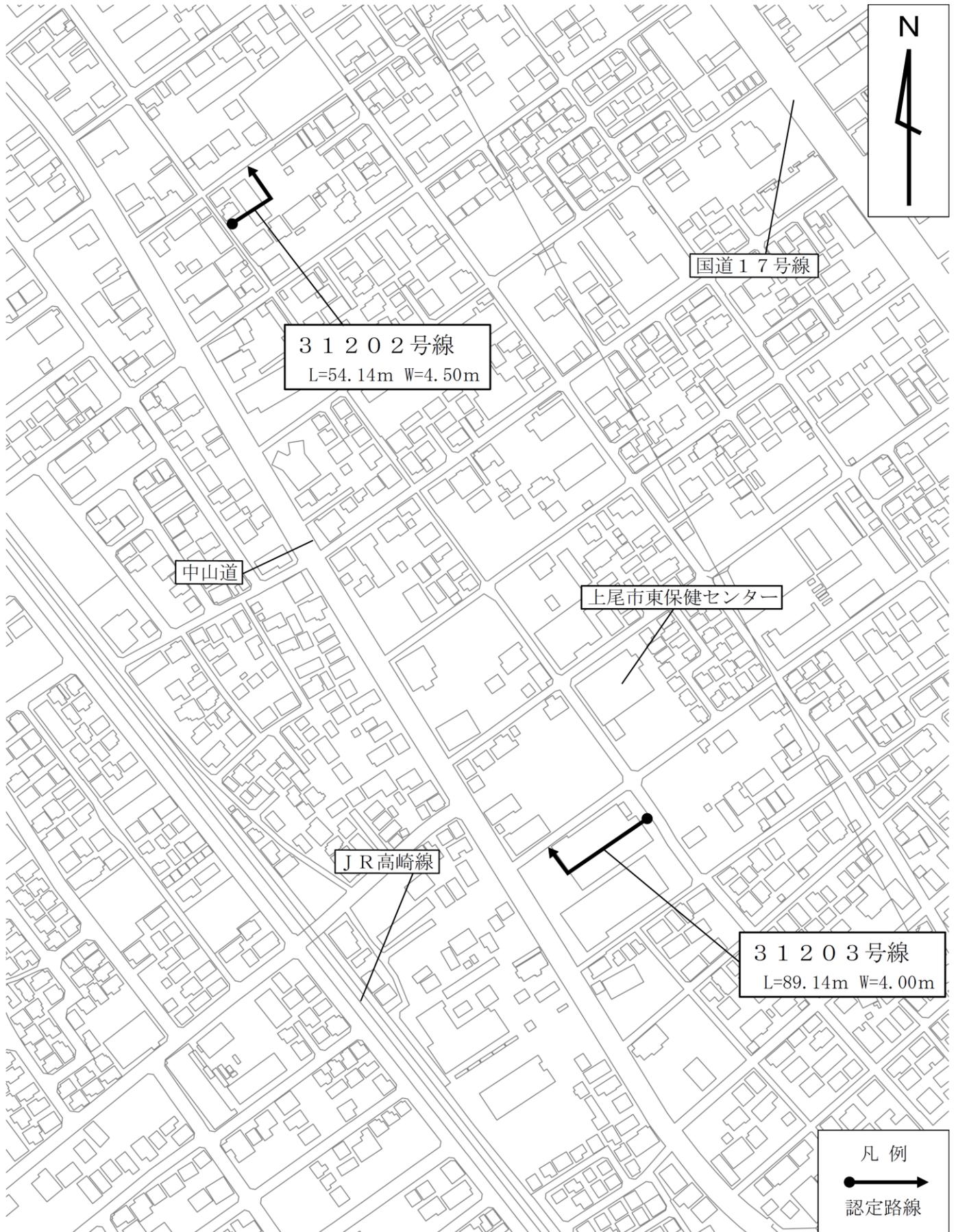
3ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

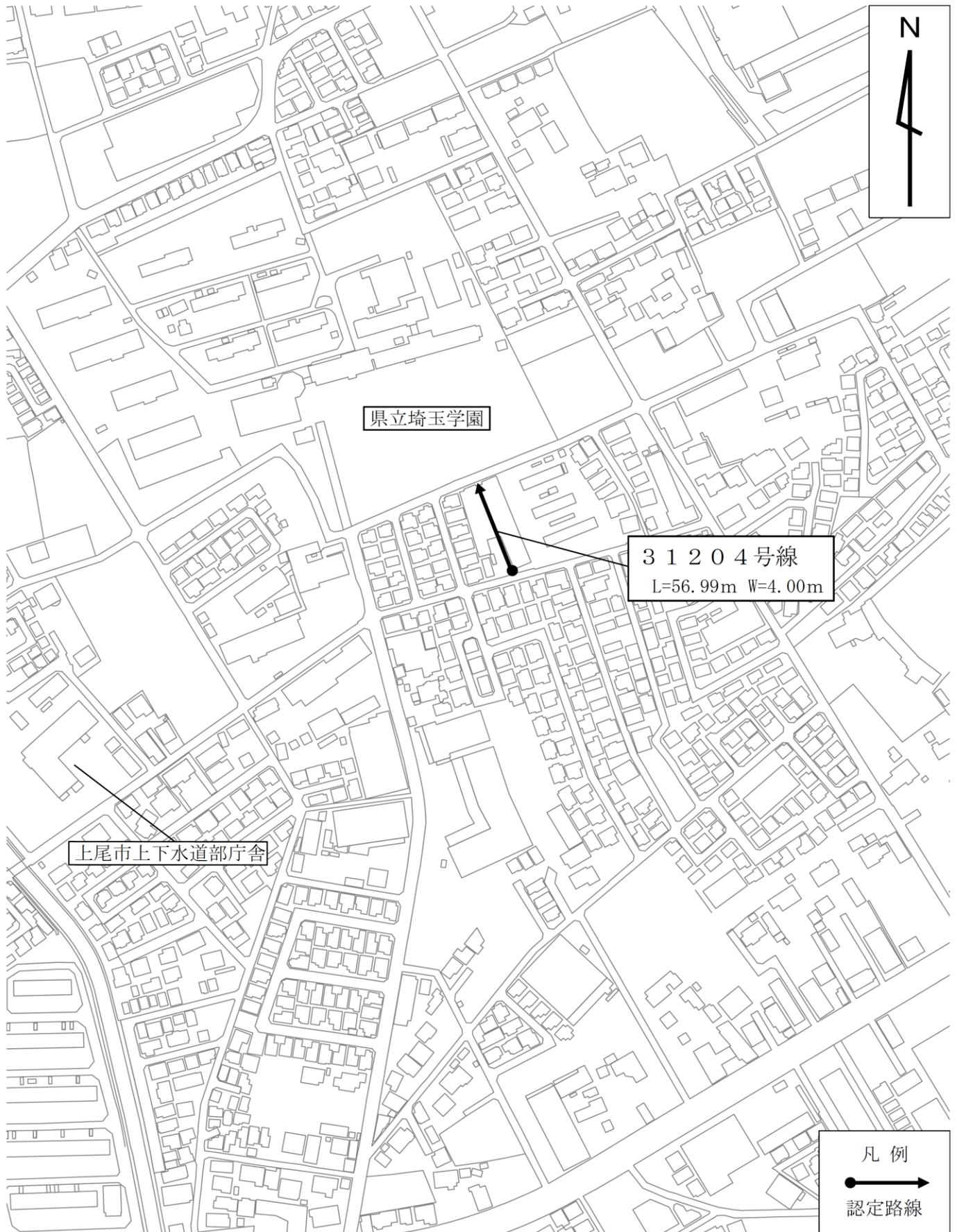
3ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

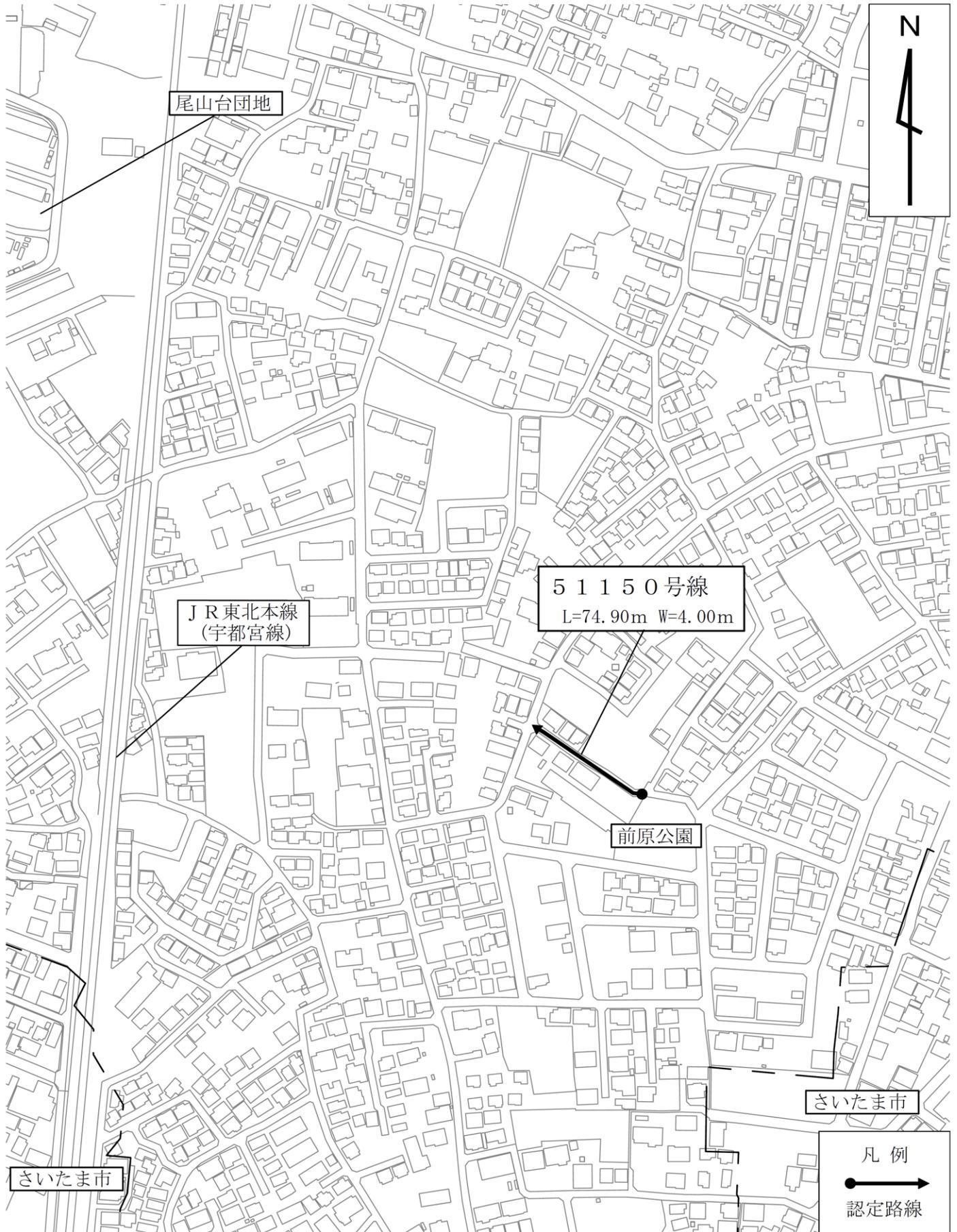
3ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

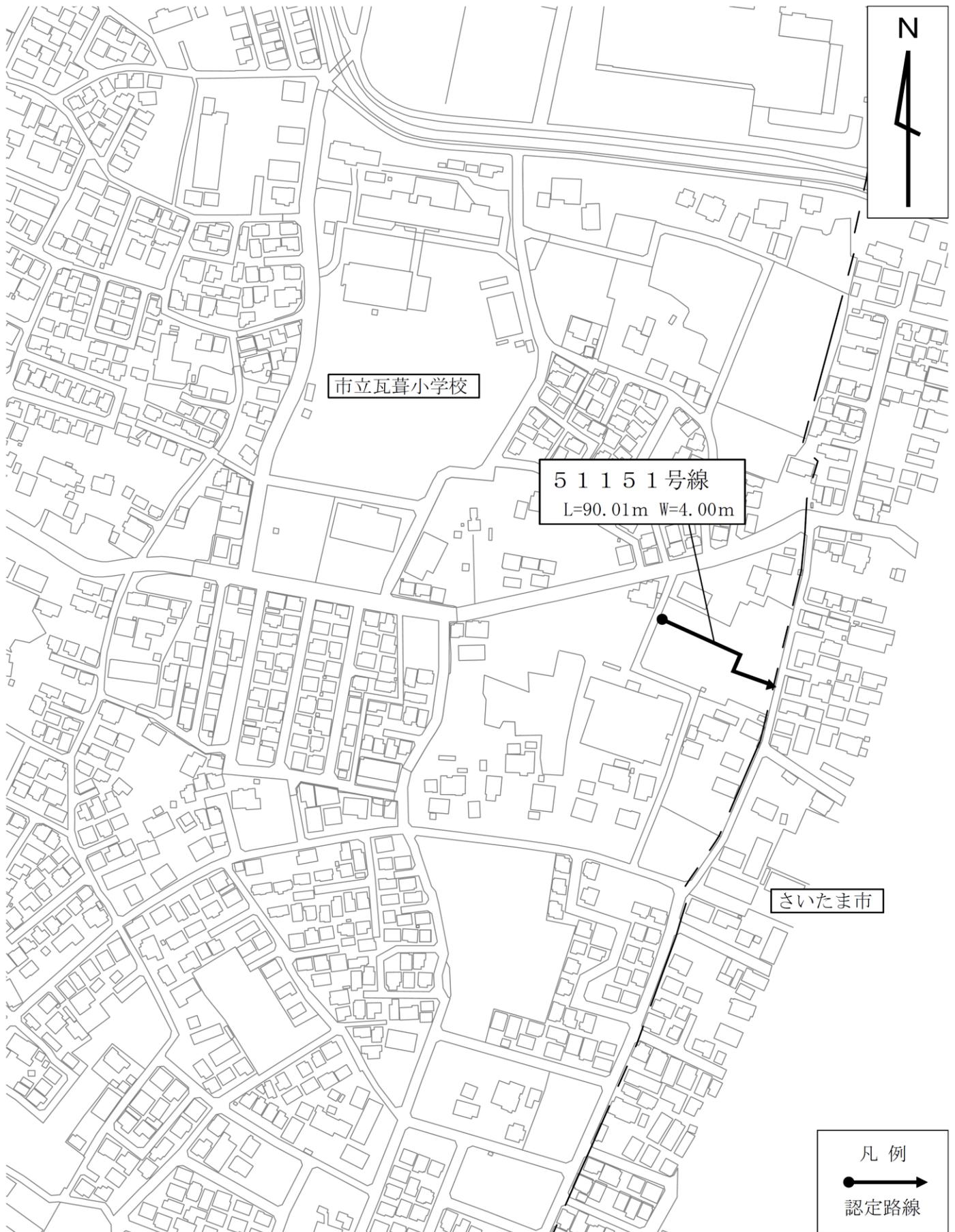
5ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

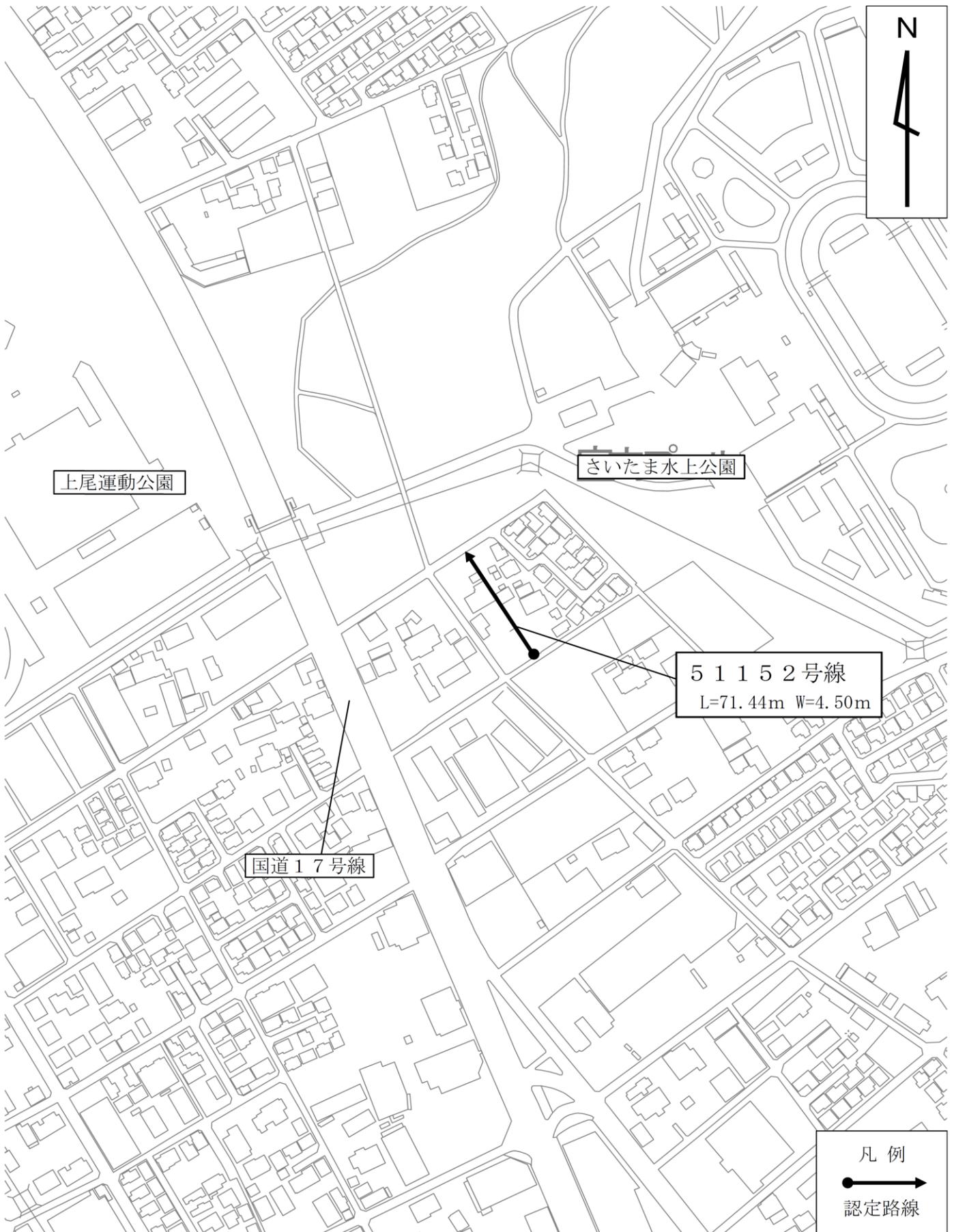
5ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

5ブロック



議案第28号

市道路線の廃止について

(都市整備部建設管理課)

1 提案理由

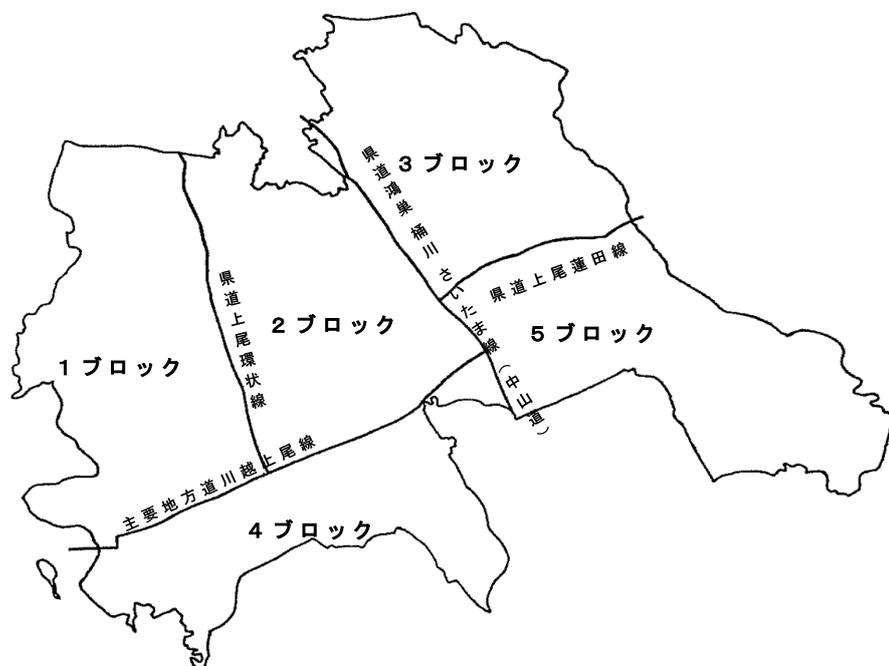
農村総合整備事業の完了に伴い、路線の再編成を行うため、市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、提案するもの

2 内容

農村総合整備事業の完了に伴い、路線の再編成を行うため、市道路線を廃止する。

区分	路線名	路線数	延長 (m)
1ブロック	10594号線	1	9.12

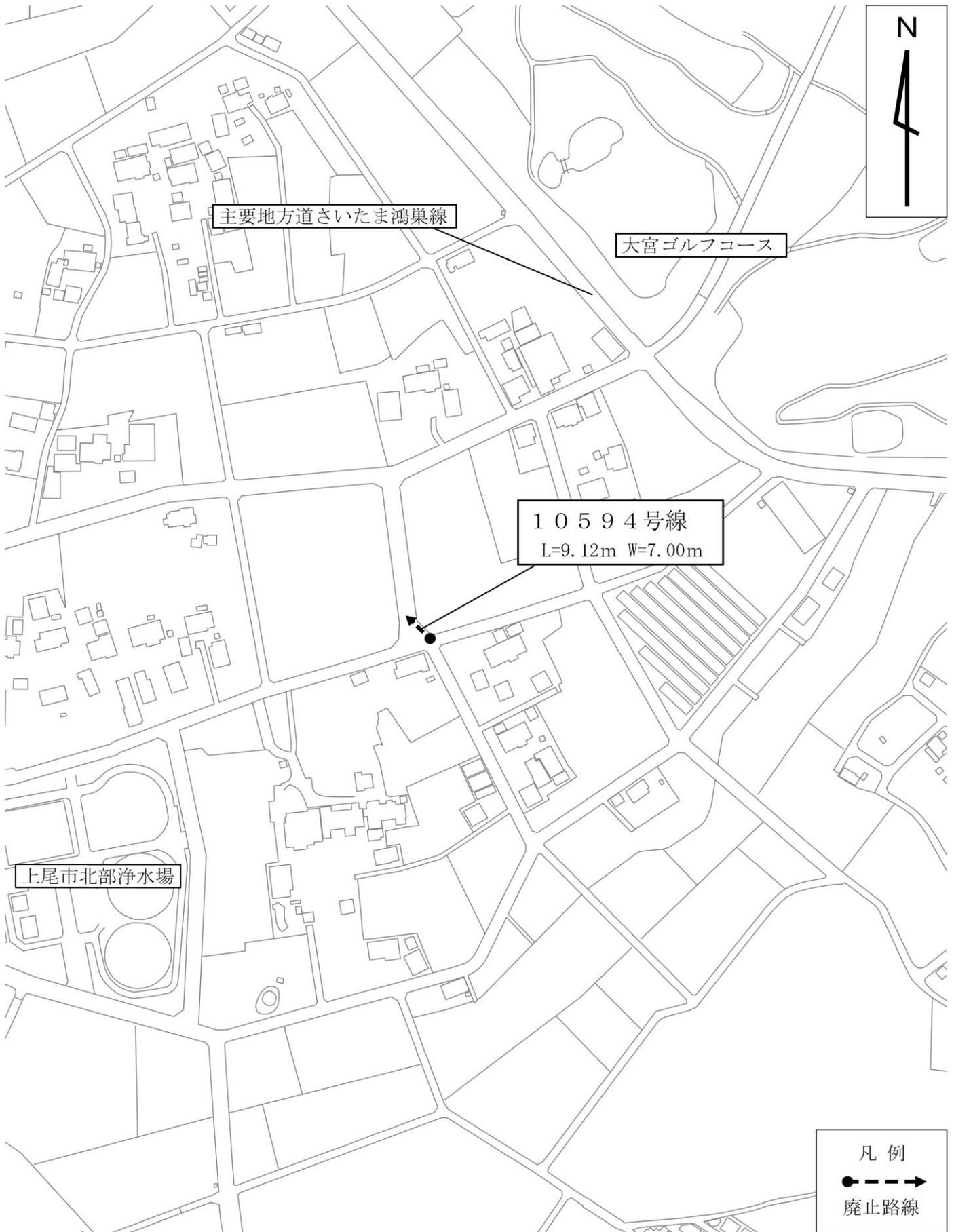
市道路線ブロック区分図



廃止路線図（位置図）

1 : 3,000

1 ブロック



議案第29号

市道路線の認定について

(都市整備部建設管理課)

1 提案理由

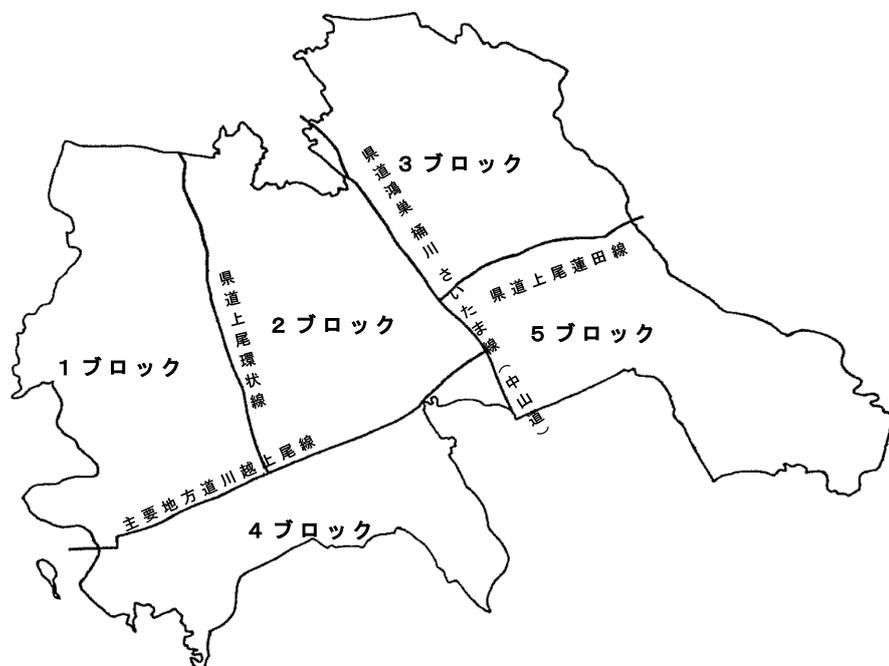
都市計画道路西宮下中妻線の整備に伴い、路線の再編成を行うため、新設路線を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、提案するもの

2 内容

都市計画道路西宮下中妻線の整備に伴い、路線の再編成を行うため、新設路線を市道路線として認定する。

区分	路線名	路線数	延長 (m)
2ブロック	1063号線	1	1015.00

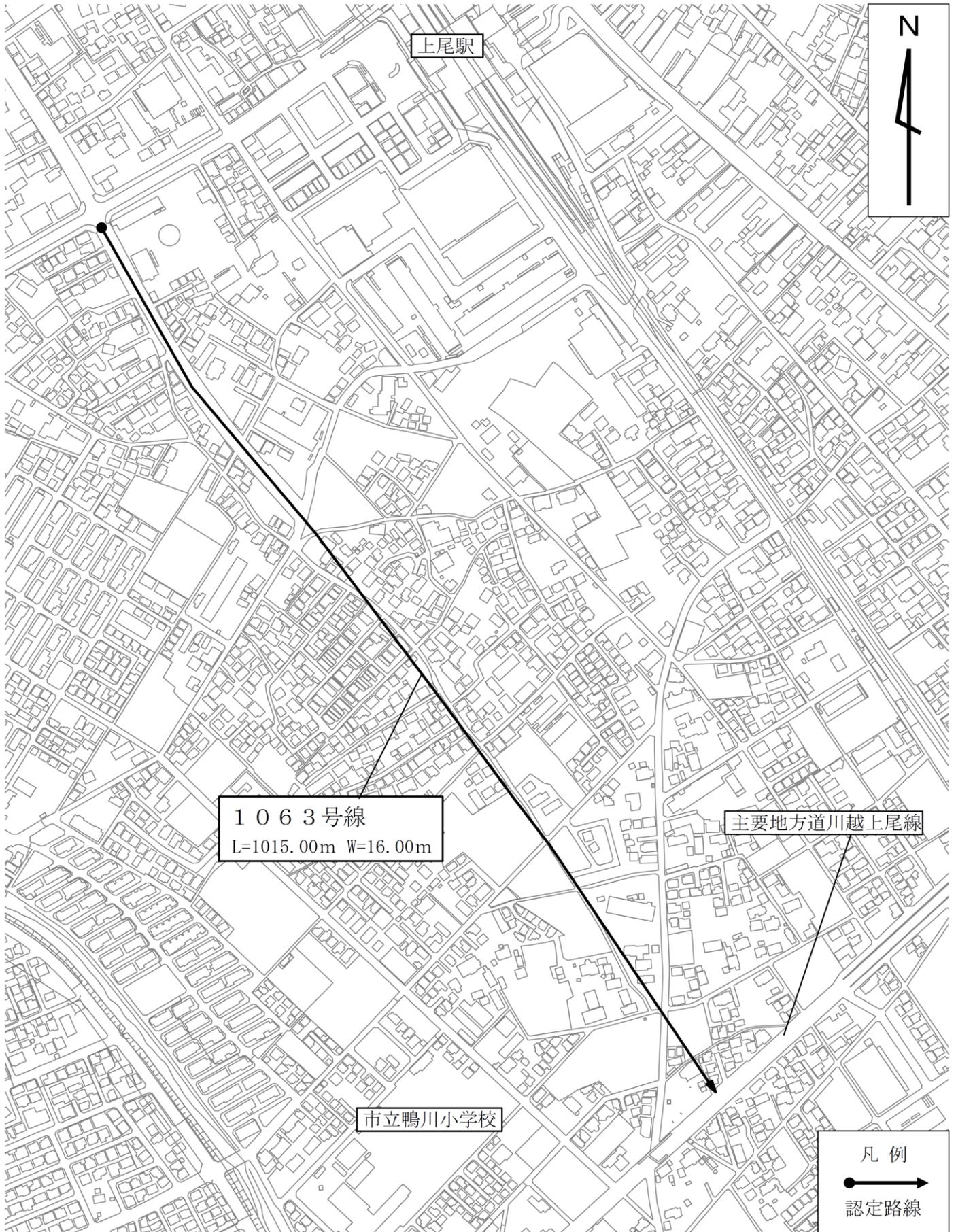
市道路線ブロック区分図



認定路線図（位置図）

1 : 5,000

2ブロック



議案第30号

市道路線の廃止について

(都市整備部建設管理課)

1 提案理由

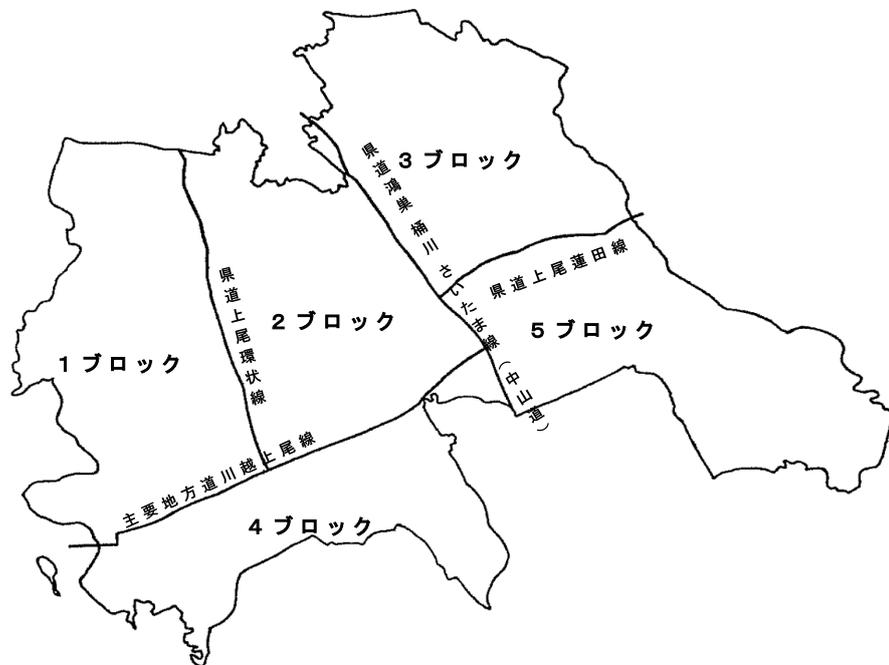
都市計画道路西宮下中妻線の整備に伴い、路線の再編成を行うため、市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、提案するもの

2 内容

都市計画道路西宮下中妻線の整備に伴い、路線の再編成を行うため、市道路線を廃止する。

区分	路線名	路線数	延長 (m)
2ブロック	1063号線	1	932.70

市道路線ブロック区分図



廃止路線図（位置図）

1 : 5,000

2ブロック

